

安心

正確

労働保険の「年度更新」・社会保険の「算定基礎届」は
人事・労務の専門家「社会保険労務士」にお任せください！

年度更新

雇用保険料と労災保険料を年度当初に1年分を
概算で申告納付し、翌年度に確定申告し精算します。

届出期間 6月1日～7月10日

算定基礎届

健康保険料と厚生年金保険料を毎年4月、5月、6月の
給与に基づいて毎年1回見直し定時決定を行います。

届出期間 7月1日～7月10日

愛媛社労士会

検索

ホームページの「会員紹介」のタグから、
東予、中予、南予地区それぞれお近くの
社会保険労務士を探すことができます。



愛媛県社会保険労務士会

〒790-0813 愛媛県松山市萱町4丁目6番地3 ☎(089)907-4864

